

## 令和3年1月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年1月21日（木）13時25分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員， 5 松本健委員，  
6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員， 9 杉原倫代委員，  
10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治会長職務代理者，  
13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 1 氏家義雄委員
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地判断について
8. 議 事  
局 長

それでは、ただいまより、令和3年1月の農業委員会総会（定例会）を始めさせていただきます。

まず、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくをお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。令和3年最初の定例会にご出席いただきありがとうございます。県内では連日10名程度の新型コロナウイルスによる感染が報道されております。感染対策は3密を避け、手洗い、うがいを励行するなど、個人の責任で実行していただき、早く収束することを願っております。次に、遊休農地対策でございます。労力不足であるとか、相続により取得したが農業経験がない事などにより、農地の維持管理が出来ないという事例が見受けられます。吉原町の案件では、委員の活動により利用権を設定することが出来ました。弘田町においては、不在地主から1町程度の農地を手放したいとの申し出があり、筆岡地区の委員さんに動いていただ

いている状況であります。他の地区の委員さんにおいても、話を耳にしたときは、耕作放棄地とならないよう積極的に動いていただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

局長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会長

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、令和3年1月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人には、13番の福崎委員と、14番の松原委員の両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページで、4案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】売買による所有権移転の案件でございます。

本本件の譲渡人は、平成5年に農地を相続したところですが、労力不足のため農地を手放すことを考えておられました。一方、譲受人は、申請地の西側に隣接する農地を耕作しているため、経営規模拡大のため取得すること考え、両者で話がまとまったため、申請したものであります。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、売買による所有権移転を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が6反を超えることなどから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

番号2ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でござ

います。

本件の譲渡人は、昨年に農地を取得したところですが、申請地の東側に隣接する農地を耕作している譲受人が経営規模拡大のため取得すること考え、両者で話がまとまったため、申請したものであります。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、売買による所有権移転を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が5反を超えることなどから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

番号3ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

本件は先月の議案第1号番号2でご審議いただいた申請人と同一であり、申請地の登記地目が山林であったため、申請地としての記載もれがあったため今回申請するものです。本件の譲渡人は、平成2年に農地を相続したところですが、市外に在住のため管理ができず、農地を手放すことを考え、いました。申請地は譲受人の家に近く、周辺農地を耕作しているため、取得することを考えられたものであります。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、売買による所有権移転を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が3町3反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

番号4ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成13年に父より農地を相続したところですが、川崎市に在住しており、母が亡くなった後、善通寺市に所有する不動産を全て処分したいと考えておられました。そこで、実家の隣にお住まいの譲受人に持ちかけたところ、売買の話がまとまったため申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、売買による所有権移転を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が5反を超えることとなります。譲受人には貸付地が

あるため、農地法第3条第2項第1号に該当し、許可することができませんが、貸付地は認定農業者が耕作し、貸付地の返還を受けて譲受人が耕作することとなった場合、認定農業者の効率的な利用ができないため、農地法第3条第2項第1号の判断には勘案しないものと致しますので、許可することに問題はないと考えます。

以上、4案件、地目は田が6筆、畑が4筆、面積は3,946.31㎡であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、3案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

譲受人は申請地に隣接している墓地の維持管理をしておりますが、約600基を超えるお墓に参る方の多くが自家用車で来られるため、4台程度駐車可能である現在の空地では足りず、路上駐車している現状となっております。そのため、墓地に隣接している申請地を取得して駐車場とするため申請するものであります。

本申請は、【申請地読み上げ】、12台分の駐車場とするものであります。

なお、本申請地は12月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

次に、番号2ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

譲受人は、昭和41年に設立され、土木工事業を主たる業務としている会社であります。今般申請に及んだ経緯ですが、貸し人が農地を取得するため農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出されたため、事務局が所有農地の確認を行ったところ、本申請地が無断転用されていたため、是正するよう指導を行ったものであります。

本申請は、【申請地読み上げ】を資材置場及び車輛置場とするものであります。

貸人の祖父は、昭和48年に資材置場及び車輛置場とするため所有農地を農地法の許可を受けずに造成しましたが、農地法を熟知していなかったため、当時行わなければならない農地法上の手続きをせず無断で転用しておりますが、提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

次に、番号3ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

譲受人は申請地から約120メートル離れた、生野団地に親と同居されておりますが、駐車スペースは1台分しかなく、介護のため自家用車で兄弟が来たときには、駐車に困っている状況です。そのため駐車場が必要であり、介護用具等の物置についても必要であるため、申請地を取得し整備す

ることを計画したものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に物置1棟平屋建11.52㎡を建築するものであります。

なお、本申請地は第2種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地であります。

以上、3案件、登記地目は田が2筆、畑が1筆、転用面積は1,318㎡で提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1は〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。13日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。9日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号3は〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。13日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、議案第4号、非農地判断についてご説明いたします。議案書の3ページで、2案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】でございます。

本申請は、証明を受けようとする土地である、【申請地読み上げ】には平成14年に農業用倉庫が建築され現在に至っております。

番号2ですが、【申請人読み上げ】でございます。

本申請は、証明を受けようとする土地である、【申請地読み上げ】は平成元年より農業用資機材置場として現在に至っております。

番号1番号2の施設は、農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設に供する場合に該当し、その面積も200㎡未満であり、農作業の

効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。

以上2件、登記地目は、田が3筆、245㎡の案件であり、提出書類に不備もなく、非農地証明の可否については可とすることが相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1は〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。13日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。11日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)



会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、非農地判断につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

これをもちまして、1月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 13時45分 終了